

# 21世紀は、 エステティックの時代

エステ業界の最新ニュース・情報は、  
エステティック・ジャーナルで

# エステティック ジャーナル

THE JAPAN  
ESTHETIQUE  
JOURNAL

2007年(平成19年)

3月10日 No.328

発行所 エステティックジャーナル 編集部  
〒105-0033 東京都港区西新橋1-18-11-3F (DOビル)  
(株)マイルド企画内  
発行人/作花真澄 編集人/石坂泰造  
TEL.03-3508-2594  
FAX.03-3508-2349  
振替口座 00110-6-663258

## 第141回国会・衆議院厚生委員会で審議された「美容電気脱毛」 当時の小泉厚生大臣と小野生活衛生局局長が答弁した提言に従い エステ業界がこれまでの取り組みと実績を厚生労働省に報告!!

統一試験の合格登録者数5563名や営業適正化推進等について  
厚生労働省は「エステティックには業法がないので業界自ら自主基準を作成し遵守することが重要である。業界が自成のため努力していただきたい」と要請

平成九年十一月二十六日に開催された  
第百四十一回国会・衆議院厚生委員会で、  
エステティックサロンでおこなわれてい  
る「美容電気脱毛」が審議された。

これは、民主党の中桐伸五衆議院議員  
が、エステティックや美容電気脱毛の問  
題を取り上げ、厚生労働省の見解を求め  
たものだが、その時、当時の厚生大臣で  
あつた小泉純一郎衆議院議員と小野昭雄  
厚生省生活局長は、次のような内容の答  
弁をおこなつた。

●昭和五十九年に厚生省医事課が出した  
医療行為という見解は、医学等の進歩に  
より変わり得るもの。現在の電気脱毛器  
は、昭和五十九年当時の電気脱毛器より  
格段に進歩している。そういう性能の向  
上があるので、可罰的違法性がないと認  
められるケースがある。

●昭和五十九年以降、医師法違反容疑で  
摘要した四つの事例はいずれも起訴され  
ていない。そういう状況を踏まえると、  
現在では一律に取り締まりの対象とする  
ことは難しい。

●エステティックの電気脱毛は業界の自  
主的な取り組みによって技術水準の向上  
と営業の適切、妥当が図られることが望  
ましい  
●エステティック業界が、その技術的レ  
ベルを向上させるという自主的な取り組  
みをさらに積極的に進めるということは  
意味があるものと考えている。  
これらの答弁は、これまで同じ厚生省  
の医事課課長が出ていた電気脱毛は

「医師法違反」という見解を超えて、新し  
い希望をエステティック業界にもたらす  
ものであった。

そこで、エステティック業界では、こ  
の国会答弁による提言を真摯に受け止  
め、「美容電気脱毛」の自主的な取り組  
みをさらに推進するとともに、長年にわ  
たって粘り強く実績を積み上げてきた。  
今回、その成果を初めて厚生労働省に正  
式に報告をおこなつた。それは、エステ  
ティック業界のこれまでの取り組みが、  
報告できるだけの実績に達したという判  
断であり、これからさらに継続していく  
という姿勢を表したものもある。

平成十九年一月二十六日、日本エス  
テティック連合の奥野貴司議長は、これま  
で業界が美容電気脱毛技術の向上を目指  
して行ってきた自主的な取り組みと実績  
について、厚生労働省生活衛生課に報告  
した。報告書の概要は次の通り。  
脱毛は長年エステティック業として行  
なわれており、一九九七年十一月第百四  
十回国会・衆議院厚生委員会において  
示された厚生省(当時)の見解・提言に  
も後押しされ、業界は自主的に美容電気  
脱毛技術水準の向上、営業の適正化に努  
めてきた。

美容電気脱毛技術水準の向上について  
一九九九年十月より「美容電気脱毛技  
能検定試験」をスタートした。試験は筆  
記と実技試験。三級、二級、一級の三つ  
のレベルの試験を実施しており、二級は  
(筆記および実技試験)を「脱毛エステ  
ティシャン認定試験」と改め、カリキュ  
ラムを統一し、継続教育を条件とした更  
新制度を導入する予定である。

を迎えた一〇〇六年十一月現在では、合  
格者は、五五六三名にのぼっている。  
現在、アメリカにおいては、三十二州  
(正確には三十一州とコロラド特別区)  
において州の資格制度(免許制度)が確  
立されている。また、TOEFLやTO  
EICを実施しているETSが行なつて  
いる全米共通の認定資格であるCPE  
(Certified Professional Electologis  
t)がある。日本における現美容電気脱  
毛技能検定は、これらの公的および公的  
に準ずる資格制度を参考に策定し、水準  
もこれらに合わせて設定しているので、  
日本での美容電気脱毛の技術水準はアメ  
リカと同レベルにあるといえる。

二〇〇八年四月からは、同検定試験  
(筆記および実技試験)を「脱毛エステ  
ティシャン認定試験」と改め、カリキュ  
ラムを統一し、継続教育を条件とした更  
新制度を導入する予定である。

# 第141回国会・衆議院厚生委員会で審議された「美容電気脱毛」

## 営業の適正化について

消費者の安全を確保するためには、①統一自主基準の改訂、②消費者相談センターの開設、③エステティックの認証制度の立ち上げを行なつてきました。認証については、法律や自主基準を遵守しているエステティックサロン、一定の水準を有するエステティシャン、エステティックサロンで使用される美容機器、これらの三つを対象とした各認証事業の準備を現在行なつており、二〇〇七年秋頃より開始の予定である。

まどめ  
エステティック業界では、自主的に美容電気脱毛技術水準の向上と営業の適切化、適正化に取り組んできた。美容電気脱毛については業界での長年の実績と自主基準の確立によって、安全で質の高い美容電気脱毛を提供してきたので、今後も厚生労働省の指導を仰ぎながら消費者の安全を確保するとともに、より広く正しく消費者にご理解いただけるよう、引き続き努力していきたい。

この報告の対して厚生労働省健康局生活衛生課では、「エステティックには業法がないので、業界が自ら自主基準を作成し、遵守することが重要である。業界が自主的に消費者の安全を確保することに努め、業の健全な育成のために努力していただきたい」と業界に要請した。

## 第一百四十一回国会、衆議院厚生委員会 議事録は次の通り

### ▲中桐委員

このエステティックサロンで行なわれている電気脱毛の問題について、これは極めて位置づけが不明瞭といいますか、これが医師法に違反するという見解がこれまで出されておるわけですが、この見解に、もし変わりがないとしますと、これからしていく業界の技術レベル向上ということのために行なう研修制度、この研修制度の中に電気脱毛という項目が入りますと、医師法違反との判断をしている厚生省通知との整合性が問題になるということになるわけでございますが、この点について、どのように厚生省としては今後対処されていかれるのか。

▲小野(昭)政府委員 昭和五十九年に健康政策局の医事課から、電気脱毛は医行為であるとの見解を示しているところでございますが、この医行為の内容につきましては、医学等の進歩によりまして変わり得るものでございます。一例を挙げますと、例えは昭和五十九年当時は反復使用いたしておりましたが、現在は使い捨てでございます。それから、針の反復使用は、五十九年当時は、通電量のメーターがございませんでしたが、現在はございません。それから、一回の通電時間が六十秒から百八十秒かかっていたわけでございますが、現在は七・八秒でございました。それから、針の反復使用は、五十九年当時は反復使

てきております。

そういう状況がございまして、最近の電気脱毛器につきましては、そういう性能の向上があるということをございまして、可罰的違法性がないと認められるケースもあるわけでございます。

昭和五十九年以降、医師法違反の容疑で摘発しました四つの事例は、いずれも起訴されていないというふうなことがございます。そういう状況を踏まえますと、現在では、一律に取締りの対象とすることは難しいと考えております。

しかしながら、先生御指摘にございましたように、日本エステティック研究財団が講習を始めたことにつきましては、現状を少しでも改善いたしまして、利用者の安全を高めようという取り組みであることから、直ちに中止させなければならぬという性格のものとは考えておりません。

それから、業界その他の考えはという御指摘でございますが、医師法違反により、ますます取締りが困難だというふうな現実に鑑みますと、御指摘のような資格法あるいは業法を制定いたしまして、これによりまして規制を行なうことは一つの方法であろうと考えております。

しかしながら、過去の臨時行政改革推進審議会の答申におきまして、資格制度の新設を厳に抑制すべきであるとされておりまして、行政改革の視点からは、新たな資格法あるいは業法を制定することは現実的でないと考えておりま

すし、また、関係者が非常にたくさんおりますので、その調整を行なうことは非常に困難であると考えております。

### ▲中桐委員

しかし、いずれにいたしましても、このエス

テティック業界の中で業界団体に加入している率が約一割と、この前消費者問題特別委員会で通産省がお答えになつていたと思うんですが、そうしますと、業界そのもののリーダーシップを發揮しましても一割にしか影響が出ないということをございますが、ほほ同じような件数が上がつてきている。その中にはサービスの質の問題も含めて出てきているということでございまして、この点につきまして、やはり業界がもっと広く、エステティック業界に関わっている、そういう業務をしているカバー率をどんどん上げて、そして、かつレベルの高いカリキュラムを組み、技術研修、理論研修、理論学習、そして業務の適性な運営というふうなものについて、どうしてもこれは急いでやる必要があるというふうに私は思うわけでございます。

そこで今後、一つは医師法との整合性をどのように図るかという問題、そして、特に急がれる業界の技術水準の向上、こういう点につきまして大臣としてはどのようにお考えなのか、今後の決意をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

▲小泉国務大臣 今政府委員から答弁しましたように、この問題については色々難しい点もあると思いますが、消費者も気をつけてもらわないと困ると思います。

といつても、業者はたくさんいる。その水準も大違いだ。中

にはいい加減なものもあるかもしれませんし、問題のないところもあるかもしれません。今、お医者さんでなくとも被害を出さないで出来るような機械なり技術が発達しているという点もあると思います。いわゆる性能が向上しているようですが、この点について、一律にこれを取締りの対象にするということが、なかなか難しいようあります。

一方、電気脱毛については、色々消費者から健康被害の苦情が寄せられております。この健康被害を減少させるた

めには、特に悪質なものについては医師法違反で取り締まることができると思いますが、今後は業界による自主的な取り組みによつて技術水準の向上と営業の適切、妥当が図られるよう厚生省としても指導していく必要があるのでないかというふうに感じております。この点については、よく消費者にも理解してもらうような指導が必要だと私は考えております。

▲中桐委員 消費者の問題について、どのようにやつていいくかということについて、これは情報公開とか何か適マーケとか、そんなものがあるだろうし、それは業界独自でやっていいわけですけれども、そういうことが必要だろうというふうに思いますので、その点については最後に付け加えさせていただきます。

どうもありがとうございました。